

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		介護予防・日常生活支援総合事業に係る緩和した基準による訪問型サービス実施事業者の指定・更新の指定
根拠法令等及び条項		栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第14条から第23条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
	参考事項	介護保険法第115条の45の3 栃木市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要綱第2条、第3条、第4条、第5条、第7条及び第8条
	設定等年月日	平成28年11月 2日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(基本方針)</p> <p>第14条 緩和した基準による訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状態等を踏まえながら、住民主体による支援の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業員の員数)</p> <p>第15条 緩和した基準による訪問型サービスの事業を行う者（以下「緩和した基準による訪問型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（緩和した基準による訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。</p> <p>2 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、その事業所ごとに、従事者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における緩和した基準による訪問型サービス、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ、必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>	

4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修受講者であって、緩和した基準による訪問型サービスの事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する緩和した基準による訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

5 緩和した基準による訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による訪問型サービスの事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該訪問介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定訪問介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を、指定介護予防訪問介護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第16条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第17条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、その事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、緩和した基準による訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 緩和した基準による訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該緩和した基準による訪問型サービスの事業と一体的に運営されている事業が、指定訪問介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第7条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を、指定介護予防訪問介護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第18条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、緩和した基準による訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、利用者及び事業者双方の

保護の立場から書面によって確認することが望ましいものとする。

(個別計画の作成)

第19条 訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、緩和した基準による訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した緩和した基準による訪問型サービス個別計画を作成するものとする。

(提供拒否の禁止)

第20条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、正当な理由なく緩和した基準による訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第21条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第22条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族からあらかじめ文書により同意を得ておかななければならない。

(事故発生時の対応)

第23条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、利用者に対する緩和した基準による訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、前項の規定により事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、利用者に対する緩和した基準による訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。